

年金・手当・給付など

年金

1 障がい基礎年金

国民年金に加入している間にかかった病気やケガによって、65歳になるまでの間に一定の障がいを受けたときに支給される年金です。また、障がいの原因となった病気やケガで初めて医師にかかった日が20歳以前である方についても、20歳になったときに手続きができます。

障がいの程度により1級と2級がありますが、身体障がい者手帳の等級とは異なります。

[受給要件] 下記の要件すべてに該当しなければなりません。

初診日が 20歳以降で ある場合	1 初診日に国民年金に加入しており、20歳以上65歳未満の間に初診日がある。
	2 初診日から障がい認定日、または障がい認定日以降65歳になるまでに障がい基礎年金の障がい等級で定められた障がいの状態である。なお、障がい認定日とは、初診日から1年6ヵ月を経過した日を指します。
	3 一定の保険料納付要件を満たしている。

初診日が 20歳前であ る場合	1 障がい基礎年金の障がい等級で定められた障がいの状態である。
	2 本人の所得が一定額以下である。

[年金額] <令和5年4月現在>

1級	993,750円(月額82,812円)
2級	795,000円(月額66,250円)

※ 生計を維持している子がいる場合は加算されることがあります。
原則として、子どもが18歳に到達した年度末まで支給されます。



[子の加算額] <令和5年4月現在>

1人目・2人目	1人につき 年額 228,700円(月額 19,058円)
3人目以降	1人につき 年額 76,200円(月額 6,350円)

[申請場所・問い合わせ先]

・初診日が第1号被保険者期間中などにある人
飯塚市役所 医療保険課 年金係

電話 0948-22-5500(内 1031・1032) ファックス 0948-25-0560

メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp

・初診日が第3号被保険者期間中にある人

直方年金事務所 電話 0949-22-0891 ファックス 0949-29-3028



2 障がい厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガによって、障がいを受けたときに支給される年金です。障がいの程度により1～3級まであり、3級より軽度の場合でも一時金として障がい手当金が支給される場合があります。ここでいう1～3級は、身体障がい者手帳の等級とは異なります。

[支給要件]

1	障がいの原因となった傷病の初診日が、厚生年金保険の被保険者期間中である。
2	初診から障がい認定日において、障がいの程度が政令で定められた一定の基準以上の状態である。なお、障がい認定日とは初診日から1年6ヶ月を経過した日を指します。 ※障がい認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障がい厚生年金を受けとることができる場合があります。
3	初診日の前日までに一定期間の保険料が納付されている。

[問い合わせ先] 直方年金事務所 電話 0949-22-0891 ファックス 0949-29-3028

3 障がい年金生活者支援給付金

障がい基礎年金を受けているときに支給される給付金です。令和元年10月に制度が始まりました。

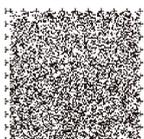
[支給要件]

1	障がい基礎年金を受けている。
2	本人の所得が一定額以下である。

[支給額] <令和5年4月現在>

障がい基礎年金1級を受けている人	月額6,425円
障がい基礎年金2級を受けている人	月額5,140円

[問い合わせ先] 直方年金事務所 電話 0949-22-0891 ファックス 0949-29-3028
ねんきんダイヤル 0570-05-1165(ナビダイヤル)
給付金専用ダイヤル 0570-05-4092(ナビダイヤル)



4 特別障がい給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障がい基礎年金等を受給できない障がい者に対して支給される給付金です。原則として、65歳に達する日の前日までに請求することが必要です。

【対象】

1	平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
2	昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳に達する日の前日までに障がい基礎年金1級、2級相当の障がいに該当した人

【支給額】 <令和5年4月現在>

障がい基礎年金1級に該当する人	月額 53,650 円
障がい基礎年金2級に該当する人	月額 42,920 円

【注意事項】

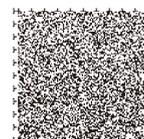
- ・本人の所得によって、支給が全額または半額、制限される場合があります。
- ・経過的福祉手当を受給している方に特別障がい給付金が支給されると、経過的福祉手当は支給停止となります。

【問い合わせ先】 医療保険課 年金係
電話 0948-22-5500(内 1031・1032) ファックス 0948-25-0560
メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp

5 障がい(補償)給付

業務上(通勤上)の負傷や疾病が治っても身体に一定の障がいが残ったとき、障がいの程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

【問い合わせ先】 飯塚労働基準監督署 電話 0948-22-3200 ファックス 0948-22-3202



6 心身障がい者扶養共済制度と掛金補助

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいの状態になるなど万一のことがあったとき、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

【加入対象者】 加入時の年度の4月1日における年齢が65歳未満の保護者で、生命保険に加入できる健康状態の人

【障がい者の範囲】

1	知的障がい者・障がい児
2	身体障がい者手帳1級～3級の身体障がい者・障がい児
3	1、2と同程度の障がいがあると認められる人 例 精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

【掛金】 加入年齢に応じて掛金が異なります。また、2口まで加入できます。

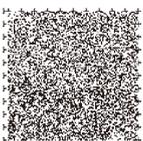
【給付金】

年金	1口につき月額 20,000円
弔慰金	1年以上加入した後に、障がい者が先に死亡した場合、加入期間に応じて支給されます。
脱退一時金	5年以上加入した後に、この制度から脱退した場合や加入口数を減らした場合、加入期間に応じて支給されます。

【掛金補助】 掛金の納付が経済的に困難な方に対して一定の基準によりその掛金について補助します。

補助対象者	補助率
生活保護世帯	10 / 10
前年度の市県民税が非課税世帯	5 / 10
前年度の市県民税が均等割のみ課税世帯	3 / 10
災害により生計の維持が生活保護世帯と同程度またはそれ以上困難と認められる世帯	10 / 10

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
 電話 0948-22-5500(内1151・1152) ファックス 0948-21-6356
 メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



手当

1 特別障がい者手当

20歳以上の在宅の障がい者であって、重度の障がいのために日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給されます。

[対象者] 1～5のいずれかに該当しなければなりません。

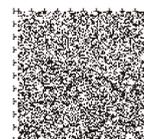
1	重度の障がいを2つ以上有する人。この場合の重度の障がいとは、おおむね、身体障がい者手帳1・2級又は知的障がい者で知能指数20以下程度を指します。
2	重度の障がいを1つ有し、さらに身体障がい者手帳3級程度、知的障がい者で知能指数35以下程度の障がいを2つ以上有する人
3	肢体不自由で重度の障がいがあり、日常生活に特別の介護が必要な人
4	内部障がいその他の疾患があり、絶対安静が必要な人
5	知能指数20以下の知的障がい者で、日常の動作・行動において全面に近い介護が必要な人
※	ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。 ① 施設等に入所している。 ② 病院に3ヶ月以上入院している。 ③ 本人および扶養義務者に一定額以上の所得がある。

[支給額] <令和5年4月現在>
月額 27,980円

[申請に必要なもの]

- (1) 診断書・障がい者手帳
- (2) 印かん
- (3) 請求者名義の通帳
- (4) 対象者、配偶者、扶養義務者のマイナンバー等

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5500(内1151・1152)ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



2 障がい児福祉手当

20歳未満の在宅の障がい児であって、重度の障がいのために日常生活において常時介護を必要とする児童に対して支給されます。

【対象者】 1～3のいずれかに該当しなければなりません。

1	重度の障がいを1つ以上有する児童。この場合の重度の障がいとは、おおむね身体障がい者手帳1・2級の一部又は知的障がい者で知能指数20以下程度を指します。
2	おおむね身体障がい者手帳2級または3級、かつ知的障がい者で知能指数35以下程度の障がいを有する児童
3	1・2に準ずる程度の障がいを有し、日常生活において常に特別の介護を必要とする児童
※	ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。 ① 施設等に入所している。 ② 障がい年金等を受給している。 ③ 本人および扶養義務者に一定額以上の所得がある。

【支給額】 <令和5年4月現在>

月額 15,220円

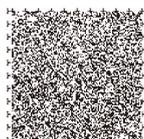
【申請に必要なもの】

- (1) 診断書・障がい者手帳
- (2) 印かん
- (3) 対象児童名義の通帳
- (4) 対象児童および扶養義務者のマイナンバー等

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5500(内1151・1152)ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 特別児童扶養手当

精神または身体に重度または、中度の障がいをもつ 20 歳未満の児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

[対象児童] 1～3 のいずれかに該当しなければなりません。

1	身体障がい者手帳1～3級および4級の一部の児童
2	療育手帳 A および B の一部の児童
3	知的障がいがあり、1・2と同程度以上と認められる児童
※	ただし、次に該当する場合は支給されません。 ① 対象児童または父母(養育者)が日本国内に住所がない。 ② 対象児童が施設等に入所している。 ③ 対象児童が公的年金を受給している。 ④ 本人および扶養義務者に一定額以上の所得がある。

[支給額] <令和 5 年 4 月現在>

1級 月額 53,700 円 2級 月額 35,760 円

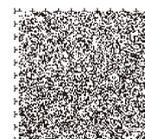
[申請に必要なもの]

- (1) 請求者及び対象児童の戸籍謄本
- (2) 請求者名義の通帳
- (3) 手帳、診断書等
- (4) 請求者、対象児童、配偶者、扶養義務者のマイナンバー等

[問い合わせ先] 子育て支援課 子育て支援・政策係

電話 0948-22-5500(内 1113・1114) ファックス 0948-21-9508

メールアドレス kosodate@city.iizuka.lg.jp



給付金

1 腎臓疾患患者福祉給付金

就労等の理由で夜間人工透析を受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成する制度です。4月～9月分の前期と10月～3月分の後期でそれぞれ申請受付期間が決まっています。

[対象者] 次のすべてに該当しなければなりません。

1	午後5時以降に人工透析を1か月間に5回以上受けている人
2	身体障がい者手帳の交付を受けている人
3	自家用車の場合、通院距離が片道10km以上である。
4	公共交通機関使用の場合、1か月2,000円以上の運賃負担をした。
5	タクシー使用の場合、領収書に基づき、1か月2,000円以上負担をした。
6	県の取り扱い要綱に定める所得制限を越えない人

[問い合わせ先]

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

電話 0949-23-3119 ファックス 0949-23-1029

メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5500(内1151・1152) ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 飯塚市障がい者就職支度金

障がい福祉サービスの就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用して就職した障がい者に対し、その就職支度金として支給されるものです。

[対象者]

飯塚市において就労移行支援事業又は就労継続支援事業の決定を受け、その障がい福祉サービスを利用して就職した障がい者。ただし、以前支度金を給付された方は除きます。

[支給額] 支給上限額 36,000円

[申請期間] 就職した日から1年以内

[申請に必要なもの]

(1)雇用証明書等の就職している状況の確認できるもの

(2)領収書の写しで、日付等のあるもの

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5500(内1151・1152) ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



その他

1 肢体不自由高校生への奨学金

県内に居住する肢体不自由児で、高等学校に在学する生徒に対し奨学金を交付する制度です。

[対象者]

身体障がい者手帳 5 級以上で肢体不自由な高等学校在学生徒及び来春高等学校入学予定の生徒
※その他条件があるため、必ず事前におたずねください。

[支給額]

年額 35,000円

[返済]

返済の義務はありません。

[申請に必要なもの]

- (1)肢体不自由高校奨学生採用願書
- (2)肢体不自由高校奨学生推薦書
- (3)市町村が発行する所得証明書又は源泉徴収票
※いずれも世帯で収入がある者全員の申請時取得出来る最新のもの
- (4)印かん

[問い合わせ先] 福岡県肢体不自由児協会 電話・ファックス 092-584-5723

2 生活福祉資金

収入が少ない方、障がいのある方および 65 歳以上の高齢者の属する世帯に対し、各種資金貸付けの受付を行っております。

[貸付金の種類]

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

※資金の種類ごとに、要件や限度額があります。また、保証人等が必要になる場合もあります。

※公的資金の貸付・給付を受けている方は対象にならない場合があります。借入申込み後、審査があります。なお償還する見込みがある世帯が対象です。

[問い合わせ先] 飯塚市社会福祉協議会

電話 0948-23-2210 ファックス 0948-23-2262

